

3 施策の目標と取組み

柱1 安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち

◆ 施策1 住と職の調和のとれたまち ◆

1 地域ごとのまちづくりのルールをつくります

地域の合意に基づいて、「地区計画制度」など都市計画の諸制度を活用し、住宅とオフィス・店舗等が調和した街並みや、街区内に緑、空間を配置するなど、良好な市街地の形成を推進します。

現状と課題

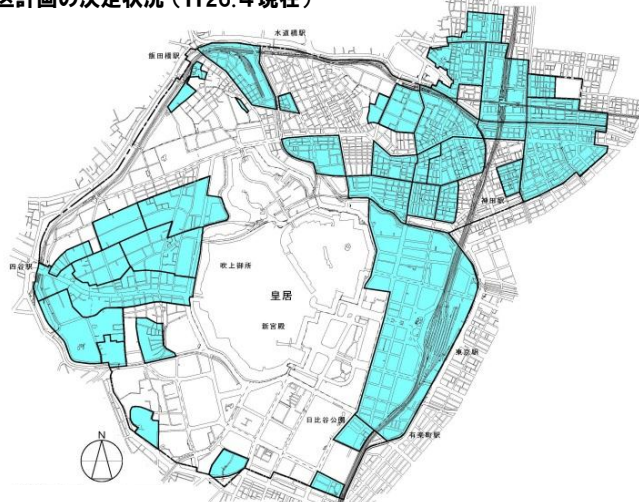
- 区内の建築物の多くが機能更新の時期を迎えています。
- 建築基準法など全国一律のルールだけでは、地域に即したきめ細かさに欠けた点があります。地区特性に応じたルールに基づく機能更新を進めることで、区独自の都市環境形成や街並みの調和を図ることが求められています。
- 地域が主体となって市街地環境を保全・創出するためのまちづくりのルールを共有するとともに、地域で運用・活用していくための仕組みを構築する必要があります。

課題解決の方向性

- 地区計画制度[※]等の都市計画の諸制度を活用し、地域合意に基づくまちづくりのルールを確立します。
- 地域が抱える固有の課題を、地域自らが主体的に解決するためのルールづくりを支援します。
- 地域のまちづくりのルールを運用・活用するための組織づくりや育成を支援します。

※地区計画制度とは、計画的なまちづくりや都市における良好な市街地環境の創造・保全をめざして、地区を単位として建築または開発を規制・誘導する都市計画法の制度です。

地区計画の決定状況（H26.4現在）



資料：環境まちづくり部

めざすべき 10 年後の姿

- 地域で共有されたまちづくりのルール適用により、住宅とオフィス・店舗等が調和した街並みなど、良好な市街地の形成が進んでいる。
- 地域のまちづくりのルールを運用・活用するための団体（エリアマネジメント団体等）が継続的に活動している。



10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
地区計画制度の活用	地域が主体となり、各地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりのルール（建築物の用途や容積率、壁面の位置の制限、緑化率の最低限度など）を定めることで、景観を含めた総合的なまちづくりを推進します。
地域別まちづくりの推進	地域の課題を解決するため、地域自らがルールを定め、そのルールを継続的に運用していく自主的な団体等を支援していきます。
公共空間の活用検討	まちの賑わい創出や地域の活性化に資するため、道路等の公共空間の有効活用を地域と共に検討していきます。

施策の目標の実現に関する指標

指標	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
対象面積※に占める地区計画適用地区の割合	63% (平成 25 年度)	68%	73%	区調査 (事業実績)
区内のエリアマネジメント団体数	3団体 (平成 25 年度)	5団体	7団体	区調査 (実態調査)

※対象面積＝皇居・北の丸公園等を除く区の面積（約 800 ヘクタール）

柱1 安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち

◆ 施策2 多様な暮らしに応じた住まいを選択できるまち ◆

2 多様な暮らし方に対応した 住まい・住環境づくりを進めます

様々なライフステージやライフスタイルに対応した住まい・住環境づくりを進め、居住の場としての魅力の向上に取り組めます。

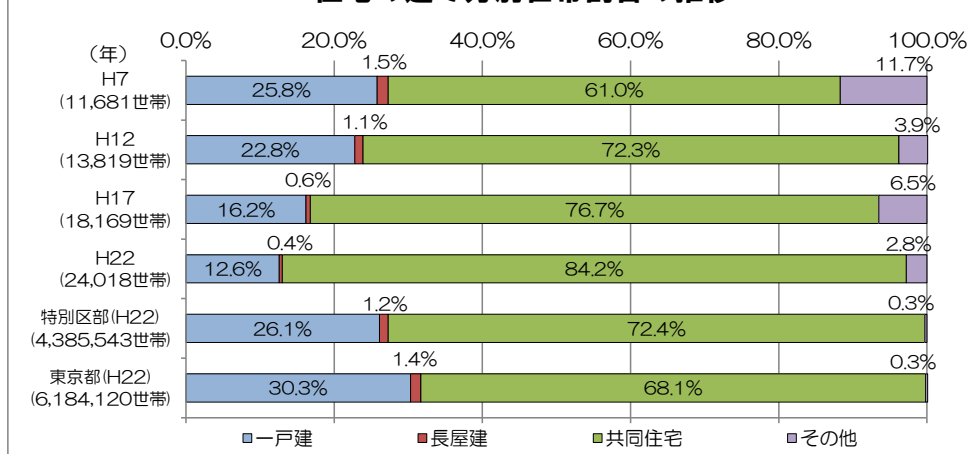
現状と課題

- 当面は人口増加が見込まれており、高齢者・子育て世帯等の増加や人口構成の変化を見据えながら住まい・住環境づくりを進めていくことが求められています。
- マンション居住者の増加や、都心ならではの流動的な住まい方が、近隣との関係や地域とのつながりが希薄な区民の増加の一因になっていると考えられます。
- 千代田区では昭和30～40年頃からマンションの供給が進められてきており、今後更新期を迎える住宅の増加が見込まれています。

課題解決の方向性

- 福祉施策や子育て施策と連携し、不動産その他の関係団体などとも協働しながら、多様な人々が安心して居住できる住まい・住環境づくりに取り組めます。
- 住宅供給の進展を踏まえ、住戸の確保から居住の場としての魅力の向上に視野を広げるとともに、支えあいを実感できるまちの形成に資する住宅施策を展開します。
- マンション管理の適正化を進め、住宅の計画的な維持管理を推進するとともに、既存住宅の更新・再生に向けた取組みを重点的に進めます。

住宅の建て方別世帯割合の推移



資料：「国勢調査」（総務省）をもとに作成

めざすべき 10 年後の姿

- 様々な分野・主体との連携により居住の場としての魅力の向上に向けた取組みが進められ、住みたいまち・住み続けたいまちが形成されている。
- 多様な人々がつながりや支えあいを実感し、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じた住まいを選択しながら住み続けることができるまちになっている。

柱
1

安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
様々な分野・主体との連携による住まい・住環境づくり	福祉施策・子育て施策との連携や、福祉関係団体・不動産関係団体等との連携を強化し、地域包括ケアシステム ^{※1} の構築、推進や住宅セーフティネット ^{※2} の充実、子育て世帯が安心して住み続けられる住環境の整備等に資する住宅施策を展開します。【56～57 ページ参照】
マンション管理の適正化の推進	共同住宅における良好な居住環境の確保に向けて、（公財）まちみらい千代田とも連携して、マンションの実態把握や長期修繕計画の策定誘導などマンション管理の適正化を推進します。
既存住宅の更新・再生の推進	更新期を迎える公共住宅の計画的な建替え等に向けて、具体的な検討を進めるとともに、建築物の共同化等の手法も活用しながら、民間住宅の更新・再生に向けた取組みを促進します。【100～104 ページ参照】
まちづくりと連動した住まい・住環境づくり	まちづくりと連動した取組みにより、地域の特性・課題に対応した住宅の供給や、居住の場としての魅力の向上に資する住環境整備を推進します。

※1 地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを安心して続けることができるよう、必要な支援やサービスが提供される仕組みのことです。

※2 住宅セーフティネットとは、住宅市場の中で独力では住宅を確保するのが困難な人々が、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるように準備された様々な仕組みをいいます。

施策の目標の実現に関する指標

指標	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
住まいや居住環境に満足している人の割合	65% (平成 26 年度)	70%	75%	区調査 (世論調査)
高齢者人口に対する高齢者向け住宅 [※] の割合	2.5% (平成 25 年度)	3%	5%	区調査 (実態調査)
長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合	38% (平成 20 年度)	70%	75%	区調査 (実態調査)

※高齢者向け住宅とは、公営の高齢者住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホームをいいます。

柱1 安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち

◆ 施策3 だれもが安全で、快適に移動できるまち ◆

3 だれもが移動しやすい環境の整備を進めます

歩行者や自転車、車など、誰もが安全で、安心して、快適に移動しやすい地域交通環境を整備します。

現状と課題

- 環境に優しく身近で手軽な移動手段として、コミュニティサイクル^{※1}が注目され、自転車や車などがそれぞれ安全に通行できる環境整備が求められています。
- 歩道や駅などの歩行空間を、誰もが安全に安心して移動できるようバリアフリー^{※2}化することが求められています。

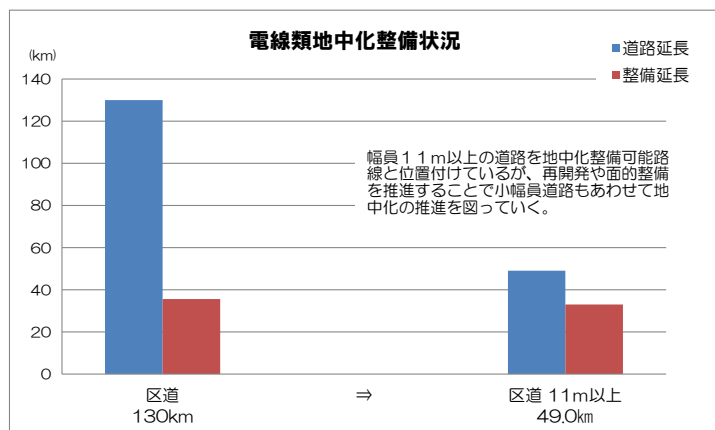
※1 コミュニティサイクルとは、サイクルポート（自転車を貸出・返却する場所）を複数設け、どこでも借りること、返すことのできる自転車共同利用の仕組みのことをいいます。

※2 バリアフリーとは、高齢者、障害者等が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去することをいいます。

課題解決の方向性

- 国道・都道とも連携するネットワークをめざした自転車道・自転車レーン[※]や、主要駅周辺の自転車駐車場の整備を進めます。
- 誰もが安全に安心して移動できるまちづくりをめざして、歩道の設置・拡幅や電線類地中化等のバリアフリー化を進めるとともに、駅にエレベーターの設置や段差等の改善を図るよう、鉄道事業者への働きかけを行います。

※自転車レーンとは、路面表示により車道と視覚的に仕切られた自転車専用通行帯をいいます。



資料：環境まちづくり部



めざすべき 10 年後の姿

- 自転車道・自転車レーンや自転車駐車が整備され、多くの人がコミュニティサイクルを利用するなど、自転車が区民の日常の足として安全で快適に移動できる便利な手段となっている。
- 歩道や駅など、歩行空間のバリアフリー化が進み、誰もが安全に安心して移動することができる。



10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
自転車利用の推進	コミュニティサイクルの普及を図るとともに、自転車道・自転車レーンや自転車駐車の整備を進めます。また、利用者の利便性等を見据え、広域展開に向けた周辺区との連携を推進します。
バリアフリー歩行空間の整備	歩道の設置・拡幅や電線類地中化などによりバリアフリー化を推進していくとともに、区内鉄道全駅のバリアフリー化をめざして鉄道事業者と連携・協力していきます。

施策の目標の実現に関する指標

指標	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
コミュニティサイクルの回転数（1 日平均）	1 回転／台※ (平成 26 年度)	2 回転／台	3 回転／台	区調査 (事業実績)
区道（幅員 11m 以上）の電線類地中化率	67% (平成 25 年度)	70%	72%	区調査 (事業実績)

※現状値は、平成 26 年 12 月 31 日現在の数値です。

柱1 安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち

◆ 施策4 災害に強く、だれもが安心して活動できるまち ◆

4 清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます

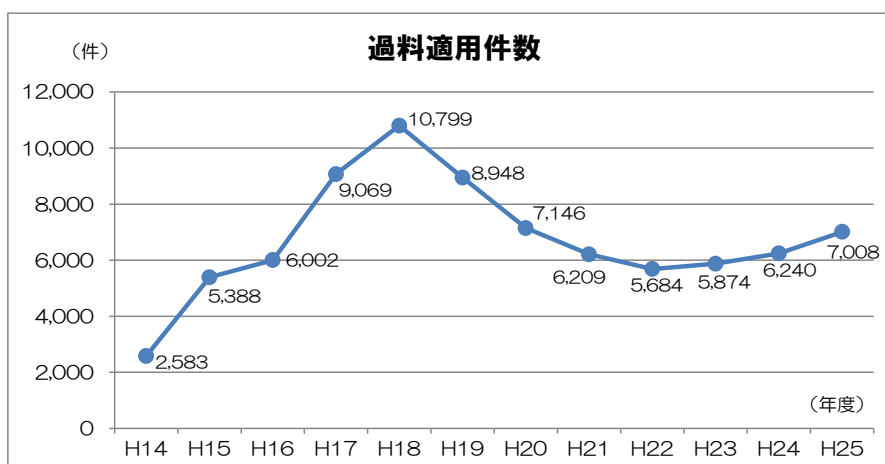
区民や事業者、千代田区を訪れる人など、すべての人々の主体的な取り組みを通じて、清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます。

現状と課題

- 路上喫煙や路上放置看板などのない、安全で安心な移動空間の確保が求められています。
- 受動喫煙に対する意識の高まりから、喫煙場所が減少し、公園等の公共の場所での喫煙が問題になっています。
- 一部の繁華街等で、悪質な客引き行為等が横行し、まちのイメージの低下が懸念されています。

課題解決の方向性

- 路上喫煙や路上障害物、ごみのない、きれいで安全・安心なまちづくりを推進していきます。
- 喫煙所を分散して整備するとともに、喫煙マナーの啓発に取り組み、ルールからマナーへの転換に取り組みます。
- 地域、警察、区が一体となって、継続的に、粘り強く客引き行為等の防止活動に取り組んでいきます。



資料：地域振興部

めざすべき 10 年後の姿

- 路上喫煙や路上障害物、ごみがないすっきりとしたまちが実現できている。
- 身近な地域での喫煙場所が整備され、喫煙者と非喫煙者の共生が進んでいる。
- 客引き行為等がなく、安全で安心なまちのイメージが定着している。



10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
生活環境改善推進	路上喫煙対策はもとより、路上放置物対策について、区と地域・警察などが協力して取り組みます。
公共の場所（道路、公園等）における喫煙対策	喫煙者と非喫煙者の共生をめざすため、喫煙所を区内にバランス良く設置し、ルールからマナーへの転換を図ります。
客引き防止対策の推進	地域や警察と一体となった客引き防止活動を継続的に進め、安全・安心な地域づくりに取り組みます。

施策の目標の実現に関する指標

指標	現状値 （調査年度）	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
路上喫煙過料適用件数	7,008 件 （平成 25 年度）	5,000 件	3,000 件	区調査 （事業実績）
分散型喫煙所設置数	37 か所※ （平成 26 年度）	75 か所	100 か所	区調査 （事業実績）
「安全・安心なまち」 と思う人の割合	64% （平成 26 年度）	70%	75%	区調査 （世論調査）

※現状値は、公設または区の助成等により設置した平成 26 年 12 月 31 日現在の喫煙所の数です。内訳は、公共施設 8 件、公園等 19 件、屋内喫煙所設置助成制度を利用した喫煙所 6 件、民間（区との設置調整含む） 4 件です。

柱1 安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち

◆ 施策4 災害に強く、だれもが安心して活動できるまち ◆

5 みんなで助けあう減災のまちづくりを進めます

区民、事業者、来街者等、地域を構成するすべての人々の助けあいによる減災のまちづくりを進めるとともに、危機管理即応態勢を構築していきます。

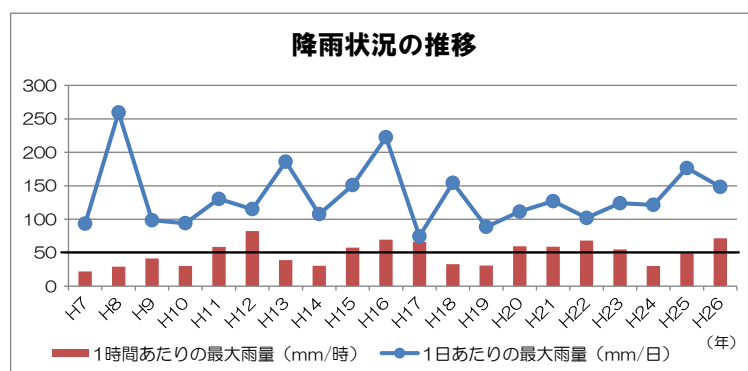
現状と課題

- 首都直下型大地震や巨大台風、ゲリラ豪雨など、災害に関する危険度は高まっています。
 - 区内には、全国有数のネットワーク化された地下街等※があり、強靱（きょうじん）で、災害に強いまちづくりが求められています。
 - 災害やテロ等の緊急事態に対する危機管理即応態勢の構築が必要です。
- ※地下街等とは、不特定多数の人が利用する地下の施設や、建物の地下が地下の駅舎または大規模地下道などに接続している施設などのことです。

課題解決の方向性

- 区民をはじめ、事業者や来街者を含めた地域の助けあい、支えあいによる「協助※」の構築に取り組みます。
- 大手町、丸の内、有楽町の地下街等において、地域の協助による避難確保計画や浸水防止計画の策定を進めます。
- 想定される有事に対して、医療救護に必要な資機材等の計画的な整備など事前の備えと、発災時の危機管理即応態勢の整備に取り組みます。

※協助とは、防災の基本理念として従来から掲げられている「共助」の概念を拡大したものであり、地域コミュニティに加えて事業者や帰宅困難者等を含めた千代田区にある全ての人々が相互に助けあい、支えあうことを表す千代田区独自の理念です。



資料：「気象庁ホームページ」
(<http://www.data.jma.go.jp>) をもとに作成

めざすべき 10 年後の姿

- 防災意識が高く、災害時要援護者を含めた地域の協働態勢が構築できている。
- 地域の連携と協力により、災害時における都市の安全性が高い地区が実現できている。
- 災害時の救護態勢の強化など、適切に対処できる危機管理意識の高い態勢が構築できている。



10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
防災・減災対策の推進	地域の連携・協働活動を推進し、地域の防災力を向上させ、災害時要援護者や帰宅困難者への対応等において、災害時に互いに助けあえる協力態勢の構築と減災に取り組みます。また、台風など予測可能な災害においては、タイムライン（事前行動計画）を活用した情報発信を行っていきます。
災害に強いまちづくり	頻発する都市型水害への備えとして、地下街等の浸水対策に対し先導的支援に取り組みます。
災害時の医療態勢の整備	医療機関等の事業継続計画（BCP）※策定を支援するとともに、医療救護所の開設訓練を計画的に実施し、医療救護の態勢を構築します。また、医薬品供給態勢の確立を進めます。

※事業継続計画（BCP）とは、Business Continuity Plan の略であり、災害発生時等であっても重要な機能が失われることなく、継続的に維持できるよう事前に準備しておく対応方針を定める計画です。

施策の目標の実現に関する指標

指標	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
平常時から地域との連携協力ができている企業の割合	43% (平成 26 年度)	50%	55%	区調査 (実態調査)
地下街等の避難訓練等の実施率	0% (平成 26 年度)	70%	100%	区調査 (実態調査)

柱1 安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち

◆ 施策4 災害に強く、だれもが安心して活動できるまち ◆

6 建物の耐震化を促進します

地震による建物の倒壊等の被害から、区民の生命・財産を保護するとともに、避難経路等の閉塞を防ぐため、建物の耐震化を促進します。

現状と課題

- 区内には、旧耐震基準※の建物も多く見られることから、これらの建物の耐震化を促進する必要があります。
- 建物の倒壊により、道路がふさがれ、避難活動や救援物資等の輸送が遅れるおそれがあります。
- マンション等の住宅や事務所・店舗等の損傷により、これまでの生活の基盤や大事な資産を失うおそれがあるほか、生命が脅かされるおそれがあります。

※旧耐震基準とは、昭和56年6月1日の建築基準法改正前の耐震基準です。

課題解決の方向性

- 避難経路や救援物資の運搬経路をふさがないように、緊急輸送道路※沿道の建物の耐震化に重点を置きます。
- マンション等の耐震診断や耐震改修、建替えを支援します。
- 事務所、店舗などの耐震診断を支援します。

※緊急輸送道路とは、地震発生時に避難経路や物資運搬経路を確保するために、建物の倒壊から閉塞を防ぐべき道路をいいます。



めざすべき 10 年後の姿

- 緊急輸送道路沿道の建物の耐震化が進み、地震発生時の避難経路等が確保されている。
- 住宅や事務所等の耐震化が進み、地域の防災力が向上している。



柱 1

安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち

10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
耐震化の啓発	広報紙やホームページ、説明会等により耐震化の促進に関する情報を発信します。
建築物の所有者に対する指導・助言	旧耐震基準による建築物の所有者に対し、東京都と連携しながら法に基づき耐震診断、耐震改修について必要な指導・助言を行います。
耐震改修等に対する支援・助成	マンションや木造住宅等に対し耐震診断、耐震改修等に要する費用の一部について助成します。特に緊急輸送道路沿道については重点的に支援を図ります。
建築物の建替え・共同化の促進	建替えや共同化等により多数の建築物が更新することで、面的な耐震性向上に向けたまちづくりを推進します。

施策の目標の実現に関する指標

指標	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
耐震基準 ^{※1} を満たしている住宅の割合	88% (平成 25 年度)	94% ^{※2}	100%	区調査 (実態調査)
耐震基準を満たしている「多数の者が利用する一定規模以上の民間建築物」の割合	86% (平成 25 年度)	94% ^{※2}	100%	区調査 (実態調査)
耐震基準を満たしている区所有公共建築物の割合	96% (平成 25 年度)	100%	—	区調査 (事業実績)

※1 耐震基準とは、新耐震基準または新耐震基準と同等の基準をいいます。

※2 目標値は、耐震改修促進法に基づく基本方針における平成 32 年目標値等から割出した数値です。

柱1 安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち

◆ 施策5 身近な水や緑に親しめるまち ◆

7 身近な緑を増やし、うるおいのあるまちをめざします

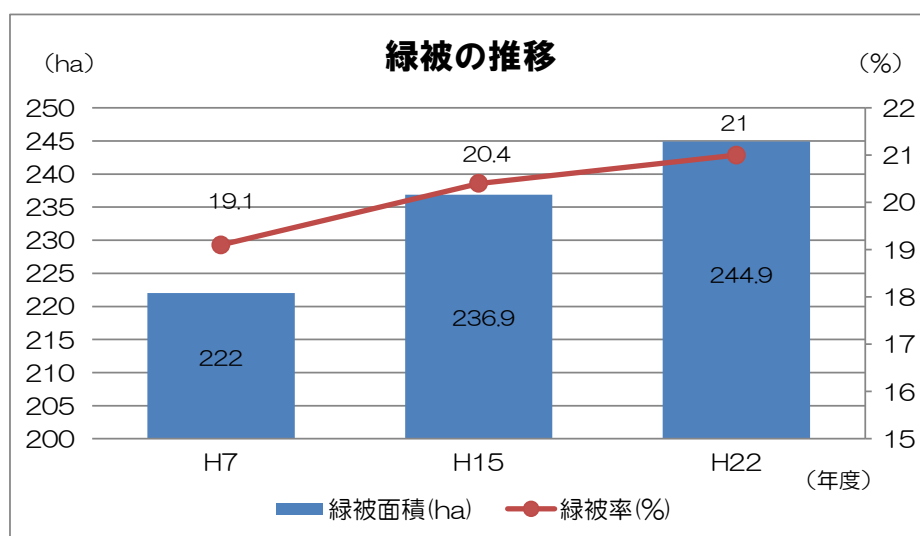
区内に残された自然環境を次世代に引き継ぐとともに、身近な緑や親水性の高い水辺空間を創出します。

現状と課題

- 区内には、多種多様な生物が存在しており、これらの大切さを学び、保全していくことが求められています。
- 身近な緑を保全するとともに、増やしていくことが求められています。
- 濠の水質改善や河川（日本橋川・神田川）を活かしたまちづくり、水辺に親しむことができる環境整備が求められています。

課題解決の方向性

- 多くの人々が生物多様性に対する理解と関心を持てるよう、自然とふれあう機会を提供していきます。
- 大規模開発に伴う民有地の緑化推進などにより、身近な緑を増やしていくとともに、地域の人々や企業、団体と区が連携・協働しながら、身近な緑を守り育てていきます。
- 国や都、民間事業者と連携・協力しながら、水辺に親しむことができる環境整備を進めます。



資料：環境まちづくり部
「千代田区緑の実態調査及び熱分布調査業務」

めざすべき 10 年後の姿

- 暮らしの中で、水や緑、生物に親しみながら、それらについて考えたり、意識したりできるようになっている。
- 地域と連携・協働しながら、緑地の保全や創出が進んでいる。
- 濠の水質が改善されるとともに、河川の活用が進み、うるおいのある水辺空間が創出されている。



10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
生物多様性の推進	多種多様な生物の存在を学び、保全し、次世代に引き継ぐために、様々な団体と連携した普及啓発を実施し、生物多様性を意識して、活動団体が主体的に行動できる仕組みをつくります。
地域と連携・協働した身近な緑の保全と創出	町会、ボランティア、商店会や企業を中心とした地域団体等と区が協定を結び、道路の緑化や清掃、公園の花壇管理等を推進します。また、千代田区緑化推進要綱に基づき、すべての公共施設と敷地面積 250 m ² 以上の民間施設の建設に伴う緑化を推進します。
親水性の高い水辺空間の創出	九段下から千鳥ヶ淵緑道にいたる濠沿いの道を散策しやすくするとともに、万世橋エリアなど、川沿いのエリアの機能更新にあわせた親水性の高い水辺空間の創出を誘導・支援していきます。また、水環境の把握と濠の水質改善を進めます。

施策の目標の実現に関する指標

指標	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
「区民参加型モニタリング調査」に参加した人の数	99 人 (平成 26 年度)	200 人	300 人	区調査 (事業実績)
緑被面積	2,450 千m ² (平成 22 年度)	2,550 千m ²	2,600 千m ²	区調査 (実態調査)
水質検査で環境基準値適合(COD)を満たす濠の数※	0 濠 (平成 25 年度)	4 濠	7 濠	区調査 (事業実績)

※CODとは、水中に汚れ等の物質がどれくらい含まれているかを表す水質汚濁の指標です。区では、7濠を対象に年間28回の検査を行い、その都度基準値の適否を調べています。

柱1 安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち

◆ 施策6 多くの人に愛される景観のあるまち ◆

8 地域ごとの特性を踏まえた景観を守り育て、千代田区の魅力を高めます

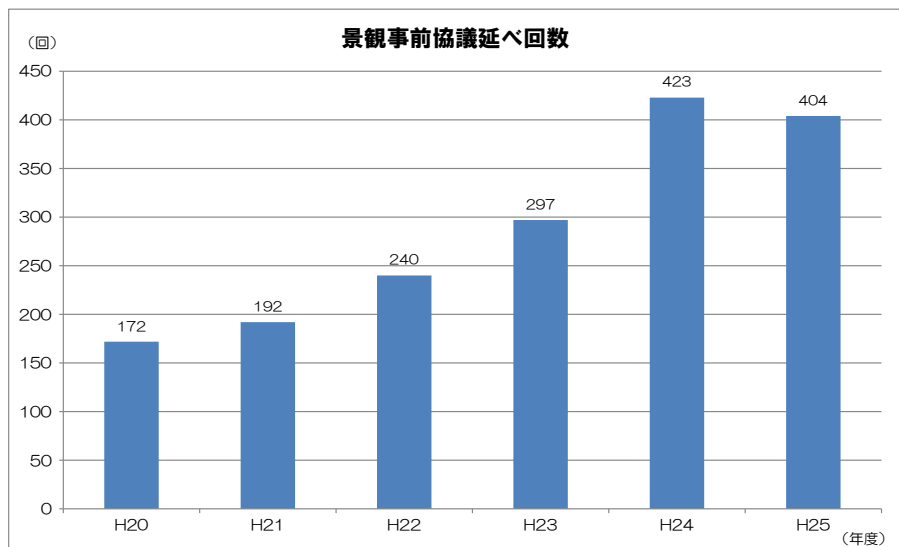
地域の個性や特性を踏まえ、千代田区らしい風格、気品、情緒などが感じられる景観を守り育てていきます。

現状と課題

- 美しい街並み形成など、良好な景観への関心が高まっています。
- 建物の建替えが進む中、個々の敷地内の建築デザイン等が重視され、周辺の街並みとの一体感がつくられにくい状況があります。
- 象徴的な建造物や個性的な界隈（かいわい）などの地域特性を活かした、良好な景観形成が求められています。

課題解決の方向性

- 景観まちづくりに関する事前協議や調整を進め、良好な街並みへの誘導を図ります。
 - 住民の自主的な景観ルールづくりや地区計画制度※等の活用により、地域で守り育てたい景観の保全・創出を支援します。
 - 歴史的に形成された特色ある界隈や街並みの維持・発展を誘導します。
- ※地区計画制度とは、計画的なまちづくりや都市における良好な市街地環境の創造・保全をめざして、地区を単位として建築または開発を規制・誘導する都市計画法の制度です。



資料：環境まちづくり部

めざすべき 10 年後の姿

- 景観まちづくり計画等により、地域ごとの特性を活かした良好な景観が形成されている。
- 地域特性を活かした景観を形成する地区計画や景観ルールなどが定められている。



10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
景観まちづくり計画の策定	景観まちづくり計画を策定し、地域ごとの景観形成基準や方針を定めます。
景観まちづくり重要物件の保全・活用	景観まちづくり上重要であり、広く人々に親しまれている建築物や工作物等を「景観まちづくり重要物件」に指定し、保全・活用を支援します。
地区計画制度の活用【再掲】	地域が主体となり、各地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりのルール（建築物の用途や容積率、壁面の位置の制限、緑化率の最低限度など）を定めることで、景観を含めた総合的なまちづくりを推進します。

施策の目標の実現に関する指標

指標	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
対象面積※に占める地区計画適用地区の割合【再掲】	63% (平成 25 年度)	68%	73%	区調査 (事業実績)

※対象面積＝皇居・北の丸公園等を除く区の面積（約 800 ヘクタール）

柱1 安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち

◆ 施策7 活気と賑わいのあるまち ◆

9 千代田区の魅力を効果的に発信するとともに、地方との連携により、区内地域の活力を高めます

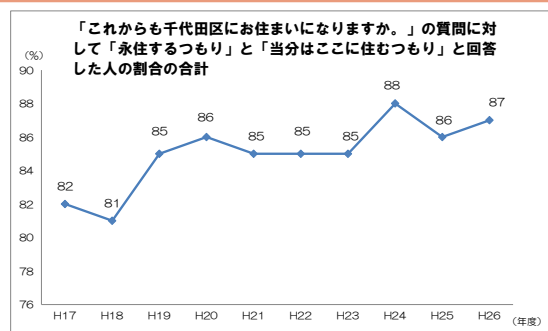
区民と共に区の魅力を高めることにより、区民が誇りを持ち、多くの人々が訪れる、賑わいのあるまちにしていきます。

現状と課題

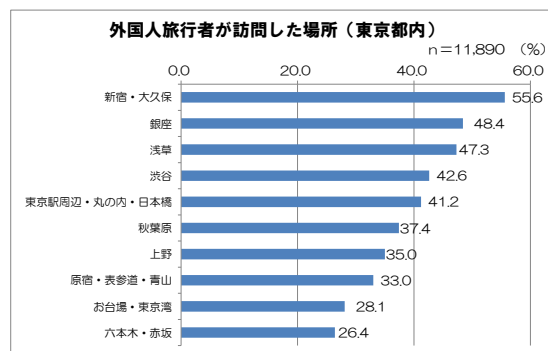
- 千代田区は、江戸開府以来、日本の政治・経済・文化の中心地として発展しており、多種多様な魅力ある資源に満ちあふれた地域です。しかし、そうした資源が十分に整理されたうえで活用されておらず、区民等が区民の誇りや区の魅力を自覚し発信することが難しい側面があります。
- 農商工連携や防災、環境、商工観光、姉妹都市交流などの分野で、NPOなど民間主導や自治体間連携により、地方との連携が展開されています。
- 江戸時代からの史跡とアニメ、ゲーム、音楽などのポップカルチャー、再開発等による新たなスポットなど、多様な観光資源・文化資源が混在・集積していますが、効果的な情報発信が不十分です。
- 皇居、丸の内や秋葉原など特定地域に観光客が集中しています。

課題解決の方向性

- 区民と共に、区民が誇る区の魅力を発掘、創造、磨き上げ、広く発信するよう取り組みます。
- 地方の情報提供の場を充実し、相互連携によって区内地域の活力を高めます。
- 区内観光案内所と連携し、区の魅力を効果的に発信する仕組みを強化します。
- 区内各地域の観光資源、文化資源を効果的に発信し、観光客の回遊性を高めます。
- 観光の多様な連携を民間主導で機動的に進めていくため、区内の企業等が多く参画している千代田区観光協会を連携のための中核組織とします。



資料：千代田区民世論調査



資料：「平成25年度国別外国人旅行者行動特性調査」（東京都）をもとに作成

めざすべき 10 年後の姿

- 区民が千代田区に誇りを持ち、実感できるまちとなっている。
- 地方から見て、千代田区が情報発信拠点として魅力を感じるまちとなっている。
- 地域ごとに観光・文化資源が整理・活用され、回遊性が増し、近隣自治体とも連携し国際的な観光地として賑わっている。
- 千代田区観光協会が、観光の多様な連携の中核を担う組織となっている。



10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
シティプロモーションの推進	千代田区の魅力を区民と共に、あらためて調査発掘し、創造し、磨き上げ、効果的な情報発信を展開していきます。
地方との連携	農商工連携など、NPOや商店街などが地方と連携する仕組みを支援します。
文化資源の見える化の展開【再掲】	標柱・説明板等の文化財標識類やガイドマップについて、デザインや表記に統一性を持たせるとともに、多言語表記やICT技術の活用により、わかりやすいものに更新していきます。
観光案内所との連携	日本政府観光局（JNTO）認定外国人観光案内所との定期的な情報交換など連携を強化します。
水辺の活用	船着き場の設置を含む万世橋エリアの整備【100 ページ参照】を契機に、神田川・日本橋川の舟運事業の拡充などを支援します。

施策の目標の実現に関する指標

指標	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
千代田区への定住意向がある人の割合	87% (平成 26 年度)	88%	90%	区調査 (世論調査)
外国人観光案内所の利用者数	49,642 人 (平成 25 年度)	110,000 人	160,000 人	区調査 (実態調査)
フードバレーネットワーク※の推進（地方と連携したマルシェ・出店等の区が関与した事業数）	14 事業 (平成 25 年度)	28 事業	56 事業	区調査 (事業実績)

※フードバレーネットワークとは、全国各地の「食」を活かしたまちづくりと、生産地と消費地が協力しあい、互いの地域産業振興を目的とする、地方と千代田区の連携です。

柱1 安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち

◆ 施策7 活気と賑わいのあるまち ◆

10 中小企業や商工業の活性化を支援します

中小企業の経営安定化への支援や、起業支援を行うとともに、商工業の活性化に向けた自主的な取組みを支援します。

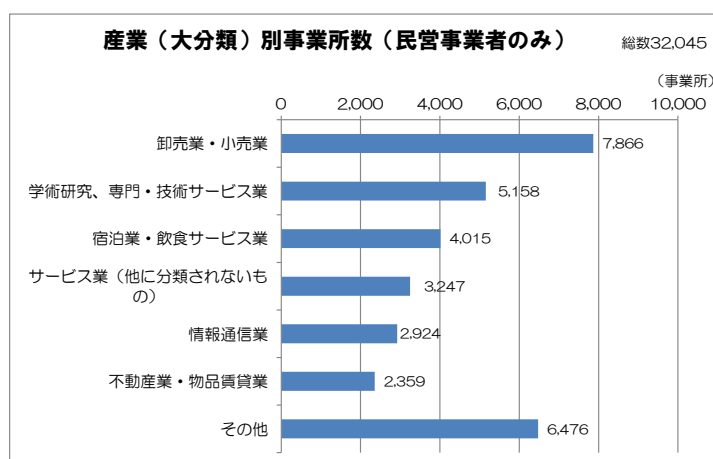
現状と課題

- 少子高齢化、国際化、情報化に伴い、中小企業を取り巻く環境も変化しており、需要開拓や、起業、事業承継の促進が課題となっています。
- 中小ビルの空室が目立っています。
- 商工関係団体の会員数の減少や、担い手の高齢化などにより、今後の活動が困難となるおそれがあります。
- 国・都や関係団体の中小企業支援策が数多く展開されていますが、わかりにくく活用されにくい状況があります。

課題解決の方向性

- 中小企業の経営安定化や業態転換、起業などに向け、社会情勢・金融経済情勢を注視しながら、効果的な商工融資制度を実施し、中小企業診断士による経営相談・診断との連携を図ります。また、区内での消費を促進する方策を検討します。
- 中小ビル経営の実態を把握し、効果的な空室改善策を展開していきます。
- 商工関係団体の外国人観光客等来街者消費の拡大をめざした集客力の強化や人材育成・組織力強化に向けた自主的な取組みに対して支援します。
- 中小企業者が必要に応じ多様な支援策を迅速に活用できるよう、国設置の「東京都よろず支援拠点」（東京商工会議所）などのワンストップ窓口との連携を強化します。

資料：「平成24年経済センサス活動調査」（総務省・経済産業省）をもとに作成



めざすべき 10 年後の姿

- 起業しやすいまちとして活力に満ちあふれている。
- 異業種交流や情報交換の場が充実し、努力する中小企業が事業展開しやすいまちとなっている。
- 商工関係団体等の精力的な取組みにより、まちが国内外の来街者で賑わっている。
- 区内中小企業の経営が安定し、産業が活性化している。



10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
起業支援の充実	ビジネス集積の魅力を活かし、多様な支援を行うことで、起業をめざす事業者を呼び込み、地域経済の活性化を図ります。
新たなビジネス展開等への支援	産業財産権 [*] の取得など新たなビジネス展開を支援します。また、国設置の「東京都よろず支援拠点」（東京商工会議所）などのワンストップ窓口との連携を強化します。
商工関係団体への支援	活気と賑わいの醸成に向けて努力する商工関係団体を積極的に応援し、集客力や組織強化に向けた自主的な取組みを支援します。
中小ビルの活性化	中小ビルの経営相談、融資あっせんなど、中小ビル活性化に向けた支援策を展開します。
商工融資・経営相談	区内中小企業者が低利で融資を受けられるよう、指定金融機関へあっせんし、利子の補給や信用保証料の補助を行います。あわせて融資効果の向上をめざし、中小企業診断士による経営相談・診断を行います。
区内消費の促進	区民の消費生活を支援するとともに、区内での消費を促す経済対策として、新たな支援策を検討します。

※産業財産権とは、知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の4つをいいます。

施策の目標の実現に関する指標

指標	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
中小企業の卸売業・小売業の年間商品販売額 (平成 23 年 1 年間を 100 とする)	100	107	113	外部機関調査

柱1 安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち

◆ 施策8 安心して消費生活をおくれるまち ◆

11 消費生活にかかる相談、支援を充実します

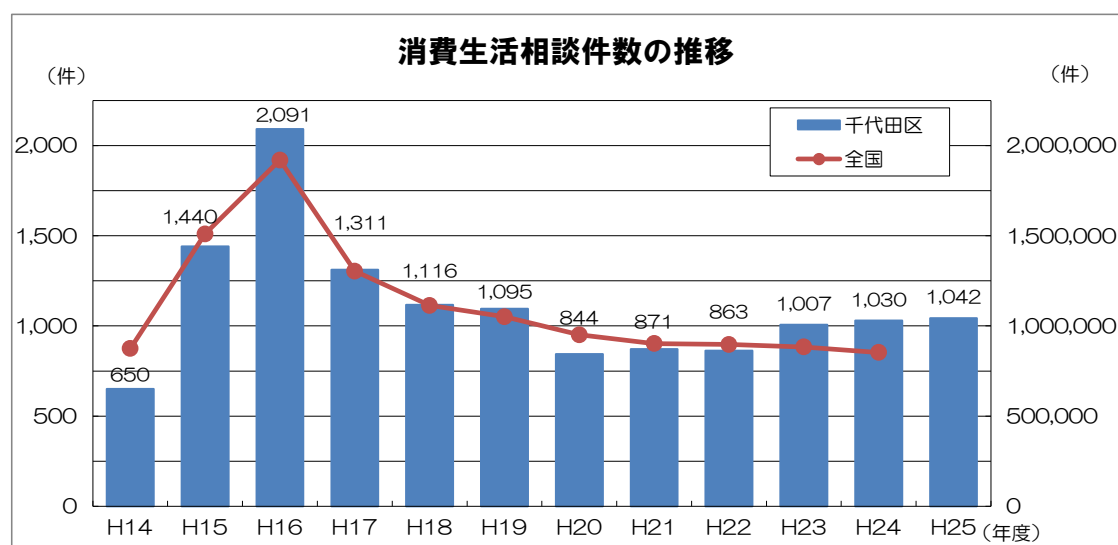
消費生活情報の効果的提供、被害の未然防止、拡大防止及び解決に向けた相談、支援に取り組みます。

現状と課題

- 悪質商法や架空・不当請求、振り込め詐欺等の手口が巧妙化しました日々変化するなど、消費者トラブルが多様化・複雑化しています。
- 消費者への適切な助言や、関係機関への取次ぎ、事業者との交渉などが求められています。
- 消費生活情報の充実と早期の効果的な提供が求められています。

課題解決の方向性

- 消費生活センターの専門相談員による相談・あっせんを充実します。
- 消費者安全法の改正に対応し、警察などの関係機関や福祉部門等との連携を図り、地域の消費者の安全・安心を確保するため、地域見守りネットワークを構築していきます。
- 消費者被害の未然防止のため、正確な情報を発信・提供するとともに、消費者教育の推進を図っていきます。



資料：地域振興部

めざすべき 10 年後の姿

- 区民をはじめ、区内で働き、学ぶ人たちが相談できる機能が充実し、複雑化する消費者問題の解決に向けて適切な支援が行われている。
- 十分な消費者教育や啓発、消費者被害の未然防止が効果的に行われている。
- 地域の消費者の安全・安心を確保するための福祉等関係機関と連携した地域見守りネットワークが構築されている。



10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
消費生活センターの機能充実	消費生活に関する様々な相談に対して、迅速かつ適切に対応するため、最新の動向を把握し、関連の専門知識を体得するなど消費生活相談員のスキルアップを図り、国や都、関係機関との緊密な連携のもと、センター機能を充実し、消費者問題の解決を図ります。
消費生活に関する普及啓発事業	区民一人ひとりが自ら考え行動できる消費者市民社会実現のため、地域や関係機関と協力して消費者教育を推進します。また、あらゆる機会を通じて情報を発信し、消費者被害の未然防止に努めます。
地域の消費者の安全・安心の確保	地域の消費者の安全・安心を確保するため、警察、医療機関などの関係機関や福祉部門等と連携し、地域見守りネットワークを構築するなど、消費者被害の未然防止・消費者問題の解決に努めます。

施策の目標の実現に関する指標

指標	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
消費生活センターを知っている人の割合	44% (平成 26 年度)	60%	70%	区調査 (世論調査)

柱1 安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち

◆ 施策9 環境への負荷の少ないまち ◆

12 地球に優しい環境づくりを進めます

かけがえのない地球環境を次世代に引き継ぐため、政治・経済の中心地である千代田区の地域特性を踏まえ、事業継続計画（BCP）※の観点を含めた温暖化対策に取り組めます。

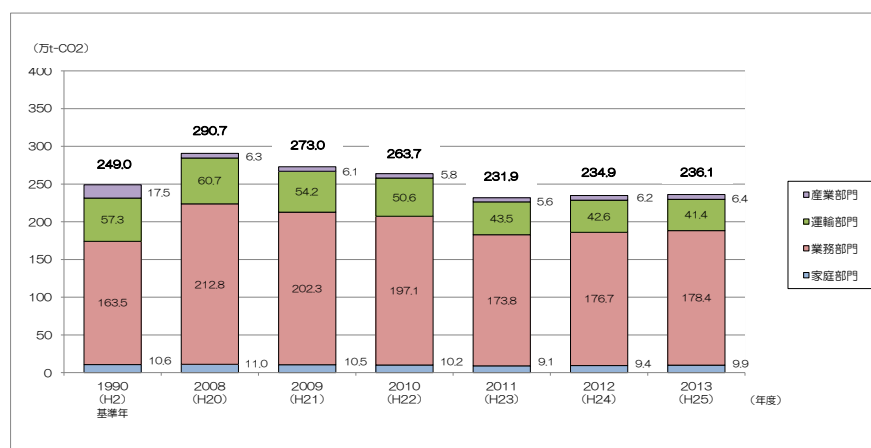
※事業継続計画（BCP）とは、Business Continuity Plan の略であり、災害発生時等であっても重要な機能が失われることなく、継続的に維持できるよう事前に準備しておく対応方針を定める計画です。

現状と課題

- エネルギーの大消費地であり、区内に大規模な発電施設を持たない千代田区は、CO₂排出量の削減が求められています。
- 日本の政治・経済の中心地である千代田区は、災害時等にも柔軟に対応できる強靱（きょうじん）なエネルギーシステムを備える必要があります。
- 都心部の気温が郊外と比較して高くなるヒートアイランド現象が問題になっています。

課題解決の方向性

- 区が率先して区有施設の省エネルギー化に取り組み、区民や事業者の環境配慮意識を高め、建物の省エネルギー化を推進することで、大幅なCO₂排出量の削減をめざします。
- 再生可能エネルギーと未利用エネルギーを最大限活用し、BCPに貢献できる自立分散型電源の拡大・エネルギーの地産地消に取り組めます。
- ビル排熱の抑制や保水性舗装、緑化の推進等、ヒートアイランド現象の緩和に取り組めます。



めざすべき 10 年後の姿

- CO₂排出量が、1990 年対比で▲30%となっている。
- 災害時にも柔軟に対応可能な強靱（きょうじん）なエネルギーシステムが整備されている。
- ヒートアイランド現象が緩和されている。



10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
消費するエネルギーを減らす	事業者・団体・家庭などでの活動を促進するための拠点として（仮称）エコセンターを整備するとともに、省エネ活動の実践や省エネルギー機器を活用することで、エネルギーを効率良く利用して、区内で消費するエネルギーを減らします。【104 ページ参照】
様々なエネルギーシステムを備える	災害時でも使用可能な独立したエネルギーシステムの構築や、一定期間の経済活動が可能な自立分散型電源の確保など、災害に強い様々なエネルギーシステムを備えます。
ヒートアイランド対策の推進	建物のヒートアイランド対策の推進や、道路の改修整備等にあわせた保水性舗装や遮熱性舗装の推進、緑被面積の向上（37 ページの指標参照）や区内打ち水の開催を推進します。

施策の目標の実現に関する指標

指標	現状値 （調査年度）	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
CO ₂ 排出量（エネルギー消費量）	236 万 t （平成 25 年度）	193 万 t	172 万 t	区調査 （実態調査）
エネルギー（電気）の自立度	2.4% （平成 25 年度）	3.5%	4.3%	区調査 （実態調査）
打ち水開催回数	265 回 （平成 26 年度）	280 回	300 回	区調査 （実態調査）

柱1 安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち

◆ 施策9 環境への負荷の少ないまち ◆

13 資源循環型都市をめざします

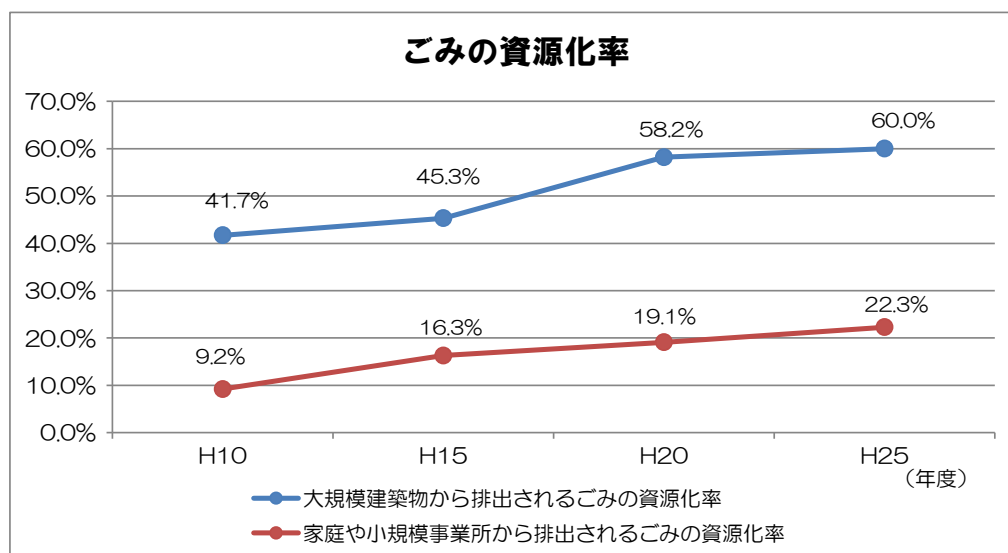
リデュース・リユース・リサイクル（3R）を促進し、区民・事業者・行政の緊密な連携のもと、資源循環型都市千代田のさらなる構築に取り組めます。

現状と課題

- 清掃工場のない千代田区は、持続可能な社会に向けごみの減量を一層進めていくことが求められています。
- 区内から排出される約80%は大規模建築物の事業系ごみであり、排出者責任の観点から、より一層のごみの減量が求められています。
- 限りある資源を有効に活用していくために、ごみの発生抑制、使い終わったものの再利用、ごみの分別を徹底し、本区の特性を踏まえ区民、事業者、学校等と共に取り組むことが求められています。

課題解決の方向性

- 官公庁やオフィス、学校などが集中している本区の特性を踏まえ、排出形態に応じたごみの発生の抑制を図ります。
- 事業者から出されるごみに対し、適切に排出するよう指導を行っていきます。
- ごみのリサイクルを促進し、資源回収を推進します。



資料：環境まちづくり部

めざすべき 10 年後の姿

- 区内から発生する資源化されないごみ量が減量されている。
- 事業者自らがごみの減量に取り組んでいる。
- リサイクル型の生活形態が定着している。



10 年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
ごみの減量	区民や大規模事業所、中小事業者等のそれぞれのごみの排出形態に応じた減量施策を推進します。
排出指導	事業系ごみの排出量の減少をめざし、資源化率の向上に取り組めます。
資源回収事業	現状の資源回収品目への取組みを徹底するとともに、（仮称）エコセンターを環境に関する学習や活動の拠点とし、不燃ごみ等の資源化向上とより一層の3Rを推進します。【104 ページ参照】

施策の目標の実現に関する指標

指標	現状値 (調査年度)	目標値		数値取得方法
		平成 31 年度	平成 36 年度	
1 人 1 日当たりのごみと資源の総排出量	600g (平成 25 年度)	550g	500g	区調査 (実態調査)
大規模建築物から排出されるごみの資源化率	60% (平成 25 年度)	72%	73%*	区調査 (実態調査)
家庭や小規模事業所から排出されるごみの資源化率	22% (平成 25 年度)	32%	33%*	区調査 (実態調査)

※目標値は、「第3次千代田区一般廃棄物処理基本計画」（平成 23 年 3 月策定）に基づく平成 32 年度の数値です。